

韓国におけるFTAによる農産物輸入自由化と影響

高安 雄一

要旨

本稿は、韓国を一方の当事国として既に発効しているFTAによって、農産物の輸入が自由化されるのか、韓国の農業部門が影響を受けたのかにつき考察した。前者については、農産物の輸入自由化を進めないFTAが複数ある一方で、ほとんどの主要農産物の輸入自由化を義務づけるFTAもある。また輸入自由化を義務づけるFTAにおいても、完全自由化までに10年以上の猶予期間を設けるなど、可能な限り農業部門に配慮したものとなっている。後者については、発効後まもない、韓・EU-FTA、韓・ペルーFTA、韓・米FTAが韓国農業に与えた影響は、現在のところ確認できない。さらに、発効後9年近くが経過している韓・チリFTAも、韓国の農業部門に影響を与えたとは言えない。

はじめに

韓国政府は2000年代中盤まで、WTO体制下において多国間交渉による貿易自由化交渉に注力してきた。しかしながらドーハ・ラウンド交渉が進展しないことから、自由貿易協定（以下「FTA」とする。）を締結する動きが全世界に広がった。これを受け、韓国政府も2003年に「FTAロードマップ」を取りまとめ、主要貿易国と積極的にFTAを締結する方向に転換した⁽¹⁾。方針を転換して以降、韓国政府は主要貿易国などと積極的にFTA締結を進め、2012年末現在で、チリ、シンガポール、EFTA、ASEAN、インド⁽²⁾、EU、ペルー、アメリカとのFTAが発効している。

FTAを締結した場合、貿易利益が得られるとともに、消費者厚生が高まるなど肯定的な効果が期待できる⁽³⁾。しかしその一方で、国際競争力が高くない産業では、輸入増加を背景とした生産減といった否定的な影響も生ずる。FTA発効により生産額が減少する産業の一つとして農業を挙げることができる。これは、韓国政府が、韓・チリFTAの発効により農業生産額が5,860億ウォン（発効後10年間累計）、韓・米FTAにより12兆2,252億ウォン（発効後15年間累計）、韓・EU-FTAにより2兆6,630億ウォン（同）減少すると推計していることからもわかる⁽⁴⁾。

そこで本稿では、韓国が締結し、既に発行したFTAについて、実際に農産物の輸入自由化に寄与するのか、また農業部門が影響を受けるのか考察していく。

1. 農産品全体の自由化スケジュール

韓国との間で発効したFTAのうち、農産物の生産量が少ないシンガポールのものを除き、農産

物の自由化スケジュールがどのように定められたのか見ていく。まず、韓・チリFTAについては、関税をただちに撤廃するものは224品目（全農産物の15.6%）、5～10年で撤廃は586品目（40.9%）、10～16年で撤廃は209品目（14.6%）である。また季節関税は1品目、ドーハ・ラウンド交渉が妥結してから再協議を行い、それまで税率が維持されるものは209品目（27.3%）となっている。さらに、税率維持⁽⁵⁾、あるいは譲許除外となるもの（以下では譲許除外となるものも含め、単に「税率維持」とする。）は21品目（1.5%）である。よって実質的に税率が維持される品目は27.6%となる⁽⁶⁾。次に韓・EFTA-FTAである。関税の即時撤廃は142品目（10.2%）、915品目（66.0%）については税率維持とされている⁽⁷⁾。

韓・ASEAN-FTAについては、532品目（36.7%）で関税がただちに撤廃され、472品目（32.5%）で2010年までに撤廃（商品分野の発効は2007年6月1日であるので、3年後に撤廃と概ね同義である。）される。また韓・チリFTA、韓・EFTA-FTAになかった自由化の方法として、完全な撤廃ではなく税率の一定割合を引き下げるもの、あるいは税率を一定のパーセント以下とするものがある。そのなかでも一番品目数の多い類型が、2016年までに税率を20%に相当する幅で引き下げるものであり、180品目（12.4%）に適用される。また2016年までに税率を5%以下に引き下げる品目数も155品目（10.7%）ある。その他にも、2015年まで税率を50%以下に引き下げる、あるいは2016年までに税率を50%に相当する幅で引き下げる品目もあるが、数は多くない。いずれにせよ、税率を引き下げるものの撤廃はしない品目数は375（25.8%）である。さらに、税率が維持される品目数は7（5.0%）である⁽⁸⁾。

次に韓・インドFTAである。関税がただちに撤廃される品目数は650（44.8%）であり、5年間で撤廃が45品目（3.1%）、8年間で撤廃が314品目（21.6%）である。また撤廃はされないが、税率が引き下げられるものとして、8年間で税率が1～5%に引き下げられるものが31品目（2.1%）ある。さらに、税率が50%以下に引き下げられる品目の数は299（20.6%）となっている。そして税率維持が650品目（44.8%）である⁽⁹⁾。

さらに韓・EU-FTAである。610品目（42.1%）で、関税がただちに撤廃される。また、2～3年で関税が撤廃される品目は17（0.3%）、5～9年が326品目（22.5%）である。10年以上については、10～13年が329品目（22.7%）、15～20年は112品目（7.7%）となっている⁽¹⁰⁾。そして季節関税が適用される品目数が2（0.1%）税率維持が53である⁽¹¹⁾。韓・ペルーFTAについては、関税がただちに撤廃される品目数は377（25.2%）、3～5年で撤廃される品目数は399（26.7%）である。また関税が撤廃されるまでの期間が7～12年であるものは、413品目（27.6%）、15～16年は200品目（13.7%）となっている。そして季節関税が適用される品目数は2（0.1%）、税率維持が87（5.8%）である⁽¹²⁾。

最後に韓・米FTAである。関税がただちに撤廃される品目数は578（37.8%）となっている。2～3年で関税が撤廃されるものは59品目（3.9%）、5～9年で撤廃されるものは362品目（23.6%）である⁽¹³⁾。さらに383品目（25.0%）が10～12年、117品目（7.6%）が15～18年で関税が撤廃される。また期間限定で季節関税が課される品目数が2（0.1%）である⁽¹⁴⁾。そして税率維持が30品目（2.0%）となっている⁽¹⁵⁾。

ここまで、各FTAにかかる韓国の農産物自由化スケジュールを類型別に見てきたが、これを類型別にまとめたものが表1である。ここから各FTAの特徴を整理する。まず韓・EFTA-FTAおよび韓・インドFTAは、税率が維持される品目が多くを占めており、10年未満といった比較的短い期間に関税が撤廃される品目は少ない。よって品目数ベースでも、農産物保護の色彩が強いFTAであると言える。また韓・ASEAN-FTAは、税率が維持される品目数は1割に満たない。そして4分の1に相当する数の品目は、税率は引き下げられるものの、撤廃はされない。一方で、韓・EU-FTA、韓・ペルーFTA、韓・米FTAは、税率が維持される品目は1割に満たず、韓・米FTAについては2%に過ぎない。また税率は引き下げられるものの関税は撤廃されない品目はない。よって多くの品目は、撤廃まで期間に差はあるものの、いずれかの時期に関税が撤廃される。ただしこれらFTAにおいても、3割程度の品目は関税が撤廃されるまでの期間が10年以上である。

(表1) 農産物自由化スケジュール類型別の比重 (品目数基準)

(%)

	チリ	ASEAN	EFTA	インド	EU	ペルー	アメリカ
即時撤廃	15.6	36.7	10.2	7.7	42.1	25.2	37.8
1～4年〃	0.0	32.5	3.2	—	0.5	3.1	3.9
5～9年〃	40.9	—		24.7	22.5	25.9	23.7
10年以上〃	14.6	—	2.2	—	30.4	29.1	32.7
税率引き下げ	—	25.8	18.2	22.7	—	—	—
季節関税	0.1	—	—	—	0.1	0.1	—
税率維持	28.8	5.0	66.0	44.8	3.7	7.0	2.0

(出所) チリ、インド、EU、ペルー、アメリカは外交通商省の提供資料により作成。ASEAN、EFTAはチェセギュンほか(2009) 14～15ページおよび19ページにより作成。

- (注) 1. 韓国が締結したFTAについて、相手国あるいは地域をFTAの名称の代わりとした。例えばチリは、韓・チリFTAを意味する。以下の表においても同様とする。
2. EUおよびアメリカには、別途セーフガードが課される品目を含む。
 3. チリ、EUおよびアメリカは、別途関税割当が課される品目を含む。
 4. 「現行関税」には、譲許除外品目を含む。
 5. チリの「税率維持」は、ドーハ・ラウンド協定妥結後に再協議する品目を含む（それまでは税率維持）。
 6. アメリカの「1～4年」は、2014年1月1月に関税を撤廃する品目、「5～9年」には、2016年1月1月に関税を撤廃する品目を含む。
 7. アメリカの「5～9年」、「10年超」は、季節関税が一定年後に撤廃される品目を含む。
 8. EFTAの「1～4年、5～9年」は、チェセギュンほか(2009) 18ページの類型B、「10年以上」は類型Iに相当するとした。

2. 主要農産物の自由化スケジュール

農産物の自由化スケジュールについて、品目数を基準にして見ると、税率が維持される品目の比率が高いFTAが複数ある。また税率が維持される品目の比率が低いFTAにおいても、関税が撤廃されるまでの期間が10年を超える品目の割合は小さくない。そしてこの傾向は、主要農産物

の自由化スケジュールに絞って見ると、さらに顕著になる。

まず主要農産物を特定する。農林水産食品部「農林水産食品統計年報」は、農産物の生産額を毎年公表しているが、チエセギュンほか(2009:22)は、2007年の生産額で上位50位までを主要農産物としている。本稿では、同年報の2012年版の数値を利用して、2011年における生産額で上位30位のものを主要農産物とする。ただし同年報では、多数の品目を一つにまとめた数値を掲載している。例えば、「切り花」、「山林きのこ」などである。本稿では、多数の品目を一つにまとめた数値しか掲載されていない項目は除外した。そして「農林水産食品統計年報」の農産物生産額では、加工食品は扱われていない。そこで本稿で定義する主要農産物にも、加工食品は含まれていない。韓・EU-FTAは、チーズなど韓国の乳加工製品に影響を与えると見込まれているが、主要農産物にかかる分析では、これらの影響が対象外になることには留意が必要である。

表2の第1列では、主要農産物を生産額が大きい順に並べた⁽¹⁶⁾。最初に位置する農産物はコメ⁽¹⁷⁾であり、生産額は8兆ウォン（農産物全体の生産額に占める割合は19.4%）である。また豚肉が4兆5千億ウォン（11.0%）、牛肉が3兆1千億ウォン（7.4%）、鶏肉が2兆2千億ウォン（5.3%）と畜産品が続く。なお主要農産物の生産額が全体に占める比率は85.8%である。そして、6位まで50.9%を占めるなど、農業生産額全体の半分以上を占める。

次に主要農産物にかけられている税率を確認する。韓国の場合、特殊関税⁽¹⁸⁾が課される場合、またFTA税率などが適用される場合を除き、WTO譲許税率が課される⁽¹⁹⁾。主要農産物の2012年におけるWTO譲許税率は、表2の6列（最も右の列）で示した。まずコメは譲許除外品目として、2014年まで輸入制限が許されている。また100%以上の関税がかけられている主要農産物としては、朝鮮人参、にんにく、たまねぎ、はちみつ、さつまいもが挙げられる。さらに生産額で上位を占める、豚肉、牛肉、鶏肉、牛乳、鶏卵、あひる肉といった畜産品には、概ね20%以上の税率が課され、牛肉は40%である。そして畜産以外を見ても、最低でも20%以上の税率がかけられている。

各FTAによる主要農産物の自由化スケジュールは表3のとおりである。韓・EFTA-FTA、韓・インドFTAについては、概ねすべての主要農産物において、税率が維持されることから、農産物の自由化には寄与しないと言える。韓・ASEAN-FTAについては、すいか、はくさいの関税が2010年に撤廃された⁽²⁰⁾。しかしそれ以外の関税は撤廃されない。また、いちご、トマト、メロン、かぼちゃは、2016年までに税率が5%以下とすることが定められた。これら主要農産物は、2012年におけるWTO譲許税率が45%（かぼちゃは27%）である。2016年にはFTAによる実効税率が5%となることから、これら主要農産物は、他と比較すれば自由化が進められると言える。しかし、コメは譲許除外とされ、豚肉、鶏肉なども税率維持とされた。また、なし、りんごは、2015年までに50%以下とすることが義務づけられたが、WTO譲許税率が45%であるので、実質的には税率維持と変わりがない。さらに牛肉など多くの主要農産物の関税は20%削減されるに過ぎない。したがって、大半の主要農産物で税率が維持される、あるいは小幅な引き下げにとどまるところから、韓・ASEAN-FTAについても農産物の自由化にはほとんど寄与しないと言える。

韓・チリFTAについては、豚肉の関税は10年で撤廃される。チリからの輸入の大半を占める冷凍・その他（HSコード：0203.29.0000⁽²¹⁾）の税率は、2013年で2.4%にまで下がり、2014年には関税が撤廃される。ただし、牛肉を始めとして主要農産物の半数がドーハ・ラウンド交渉後に再交渉することとされており、現在のところは税率維持と同義となっている。またブドウは、5月1日から10月31日に輸入される商品に対する関税は維持される⁽²²⁾。さらに関税が撤廃される主要農作物の多くも、撤廃までの期間は10年とされている。

韓・EU-FTA、韓・ペルーFTA、韓・米FTAについては、コメは譲許除外とされているものの、主要農作物で税率が維持されるものは少ない。とうがらし、朝鮮人参、にんにくは、前者2つのFTAで税率維持、また韓・ペルーFTAでは、牛肉、りんごなどで税率が維持される。しかし韓・米FTAでは、大豆、はちみつの関税は維持されるものの、その他は、いずれかの時期に関税が撤廃される。つまり時期を考えなければ、これら3つのFTAは農産物の自由化を進めることが期待できる。ただし、主要農産物のなかで、10年以内に関税が完全に撤廃されるものは、韓・EU-FTA、韓・米FTAで6つ、韓・ペルーFTAで4つに過ぎない。そして、生産額で全体の半分以上を占める上位6つの主要農産物は、関税が完全に撤廃されるまで最低でも発効から10年かかる。

主要農産物の自由化スケジュールから、各FTAは以下のように類型化できる。第一の類型は、韓・EFTA-FTA、韓・インドFTAである。これらFTAは、主要品目に対する関税に関して新たな義務をほとんど課しておらず、農産物は完全に除外されているといつても過言ではない。第二の類型は、韓・チリFTAである。このFTAでは、主要農産物の半数以上で、実質的に税率が維持されている。ただし、それ以外の主要農産物については、10年以内に関税が撤廃される。つまり、保護される農産物と自由化される農産物が二極化しているFTAである。第三の類型は、韓・ASEAN-FTAである。このFTAでは、税率が維持される主要農産物は、実質的に同様であるものを含め、3分の1程度である。しかしそれ以外の主要農産物の関税が撤廃されるわけではなく、多くは税率が引き下げられるにとどまる。FTAによって新たな義務を課されない主要農産物は少ない一方で、いずれかの時期に関税が撤廃されるものも少ないことが、このFTAの特徴であり、中途半端に農産物を自由化するFTAと言える。そして第四の類型は、韓・EU-FTA、韓・ペルーFTA、韓・米FTAであり、主要農産物のほとんどについて関税を撤廃するが、撤廃までの時間を稼いでいるFTAである。

(表2) 主要農産物とWTO譲許税率

農産物	生産額(10億ウォン)	比率	品目細分	HSKコード	WTO譲許税率(2012年) 譲許除外
米	8,009	19.4%		1006.10/20/30/40	22.5%
豚肉	4,545	11.0%	冷蔵 冷凍	0203.11/12/19	25.0%
牛肉	3,053	7.4%		0203.21/22/29	40.0%
鶏肉	2,186	5.3%		0201.10/20/30...0202.10/20	18.0%、22.0%、22.5%
牛乳	1,652	4.0%		0207.11/13.1010-13.1090	36%
対卵	1,560	3.8%	燻つき	0401.10/20	27%
			燻なし、卵黄	0407	
				0408 (除0408.99.1000)	27%
あひる肉	1,397	3.4%		0408.99.1000	41.6%
とうがらし	1,294	3.1%		0207.41～45	18～27%
朝鮮人参	1,067	2.6%	生、白 赤	0904.21/22	27.0%
				1211.20.1110～1290	222.8%
みかん	986	2.4%		1211.20.1310～1390	
いちご	894	2.2%	白 (粉末等)	1211.20.2210～9900	754.3%
柿	769	1.9%	甘柿 その他	0805.20.1000	18%
すいか	754	1.8%		0810.10.1000	144%
はくさい	711	1.7%		0810.70.9000	45%
トマト	704	1.7%		0807.11.0000	67.5%
りんご	671	1.6%		0704.90.2000/9000	45%
大豆	648	1.6%		0702.00.0000	45%
にんにく	622	1.5%		0808.10.0000	45%
ぶどう	499	1.2%	生鮮	0708.20.0000	27%
わら	488	1.2%		0703.20.10000	360%
たまねぎ	446	1.1%		0703.10.1000	45%
メロン	427	1.0%		0807.19.0000	45%
きゅうり	410	1.0%		0707.00.0000	27%
だいこん	409	1.0%		0706.90.1000	45%
はちみつ	363	0.9%	生鮮、乾燥、冷蔵 冷凍	0409.00.0000	19.7%
さつまいも	347	0.8%		0714.20 (0714.20.4000除く)	13.5%
かばちゃ	251	0.6%		0714.20.4000	45%
なし	237	0.6%		0709.93.0000	27%
				0808.30.0000	45%

(出所) 農林水産食品部「農林水産食品統計年報」(2012年版)、同「農畜水産物品目分類(HSK) 及び関税率」により作成。

(注) 比率は農産物生産額全体に占める比率である。

(表3) 主要FTAによる主要農産物の自由化スケジュール

農産物	チリ	ASEAN	EFTA	インド	EU	ペルー	アメリカ
米	譲許除外	譲許除外	譲許除外	譲許除外	譲許除外	譲許除外	譲許除外
豚肉	10年 DDA以降	税率維持 2016年20%↓	税率維持 税率維持	税率維持 税率維持	5～16年 15年	5～10年 15年	5～10年 15年
牛肉	10年 DDA以降	税率維持 2016年20%↓	税率維持 税率維持	税率維持 税率維持	10～13年 15年	10年 15年	10～12年 15年
鶏肉	DDA以降	税率維持 2016年20%↓	税率維持 税率維持	税率維持 税率維持	10～13年 15年	10年 15年	10～12年 15年
牛乳	DDA以降	税率維持 2016年20%↓	税率維持 税率維持	税率維持 税率維持	10～15年 10～12年	10年 5年	10年 15年
鶏卵	DDA以降	税率維持 税率維持	税率維持 税率維持	税率維持 税率維持	7～10年 税率維持(15年)	7～10年 税率維持(10～15年)	7～10年 15年
あひる肉	DDA以降	税率維持 税率維持	税率維持 税率維持	税率維持 税率維持	税率維持 税率維持	税率維持 税率維持	税率維持 15～18年(10年)
とうがらし	DDA以降	税率維持 2016年20%↓	税率維持 税率維持	税率維持 税率維持	5～12年 10年	10年 10年	5～9年 10年
朝鮮人参	DDA以降	税率維持 2016年5%以下	税率維持 税率維持	税率維持 税率維持	5～12年 10年	10年 10年	10年 10年
みかん	DDA以降	税率維持 2016年5%以下	税率維持 税率維持	税率維持 税率維持	5～12年 10年	10年 10年	5～9年 10年
いちご	DDA以降	税率維持 2016年20%↓	税率維持 税率維持	税率維持 税率維持	5～12年 10年	10年 10年	10年 10年
柿	DDA以降	税率維持 2010年	税率維持 税率維持	税率維持 税率維持	10年 12年	10年 10年	12年 12年
すいか	5年 トマト	2010年 2016年5%以下	税率維持 税率維持	税率維持 税率維持	5年 5～7年 7年	10年 5～7年 7年	5年 5～7年 5～7年
はくさい	5年 りんご	2015年50%以下 DDA以降	税率維持 税率維持	税率維持 税率維持	5～7年 10～20年 5年	税率維持 税率維持	5～7年 10～20年 5年
大豆	DDA以降	税率維持 2016年20%↓	税率維持 税率維持	税率維持 税率維持	5～7年 10～20年 5年	税率維持 税率維持	税率維持 15年
にんにく	DDA以降	税率維持 季節開税	税率維持 税率維持	税率維持 税率維持	5～7年 <季節>5年、17年 5年	税率維持 <季節>5年、17年 5年	<季節>5年、17年 5年
ぶどう	5年 わら	DDA以降 税率維持	税率維持 税率維持	税率維持 税率維持	5～7年 10～20年 5年	税率維持 税率維持	5～7年 10～20年 5年
たまねぎ	DDA以降	税率維持 2016年5%以下	税率維持 税率維持	税率維持 税率維持	10年 12年	10年 12年	10年 12年
メロン	10年 きゅうり	2016年5%以下 2010年	税率維持 税率維持	税率維持 税率維持	10年 10年	10年 10年	10年 10年
だいこん	5年 はちみつ	2010年 DDA以降	税率維持 税率維持	税率維持 税率維持	7～10年 16年	7～10年 16年	7～10年 16年
さつまいも	DDA以降	2016年20%↓	税率維持 税率維持	税率維持 税率維持	10～13年 16年	10～13年 16年	10～13年 16年
かぼちゃ	10年 なし	2016年5%以下 税率維持	税率維持 税率維持	税率維持 税率維持	10年 10～20年	10年 10～20年	10年 10～20年

(出所) 韓国農村経済研究所(2009)「農業部門FTA履行の影響及び補完対策評価」、チセギュン(2011)「FTAの農業部門影響と国内補完対策」をもとに作成。足りない部分は各FTA協定文により補完した。

(注) 1. 「税率維持」はFTAによって関税率に関するいかなる義務も負わないことを意味する。よってWTO譲許税率が引き下げられた場合は、この税率を適用する義務が負う。

2. 「DDA以降」はドーハ・ラウンド交渉が妥結することを意味する。その後協議することを意味する。

3. 「定期」はただちに開税を撤廃すること、年数は発効後当該年数が経過するまでに撤廃することを意味する。

4. 特定年月日までに開税を撤廃するケースで、発効年月日から期間が正確に年単位で測れない場合、6カ月以上の部分は1年に切り上げ、6カ月末満の部分は切り捨てた。ただしASEANは年月日を記した。

5. 「↓」は引き下げを意味する。

6. 当該農産物にかかる品目については、()に示した取り扱いもなされる。

7. <季節>は、5月1日～10月15日、10月16日～4月30日で取り扱いが異なることを意味する。またチリの季節開税は、5月1日から10月31日までに輸入された商品に対する開税は10年で撤廃するものである。これにては開税を維持し、11月1日～4月30日までに輸入された商品に対する開税は1年に切り上げ、6カ月末満の部分は切り捨てた。

4. FTA発効前後における主要農産物輸入の動き

先述したように、韓国政府は、韓・チリFTAの発効により農業生産額が5,860兆ウォン（発効後10年間累計）、韓・米FTAにより12兆2,252億ウォン（発効後15年間累計）、韓・EU-FTAにより2兆6,630億ウォン（同）減少すると推計した。また上記3つのFTAを除いては、政府はFTAの発効が農業生産額に与える影響を試算していない。そこで、既に発効した7つのFTAのうち、前節で示した第二の類型、第四の類型に分類されるFTAについて、韓国の農業に与えた影響を検討する。第一の類型は、主要品目に対する関税に関して新たな義務をほとんど課しておらず、影響がないと推測される。また第三の類型については、関税が撤廃される主要品目が少なく、20%のみ関税が引き下げられるものが多い。よって主要農産物に対して大きな影響を与えるとは考えにくい。一方で第二の類型は、関税が維持される主要農産物は多いが、FTAの発効後10年以内に関税が撤廃されるものも少なくない。よって関税が撤廃される主要農産物において影響が出ている可能性がある。

(1) 韓・チリFTA

韓・チリFTAについては、2004年に発効していること、関税が撤廃される主要農産物について、撤廃までの期間が10年を越えていないことから、農産物に与える影響を測る上で、最も適したFTAと言える。主要農産物のうち、関税が撤廃される予定であり、2012年において輸入実績があるものは、豚肉、鶏肉、ぶどうである。まず豚肉の輸入であるが、2004年に23,203トンであったが、2007年は42,412トンにまで急増した⁽²³⁾。そして2008年には一時的に下落したが、2009～2011年まで4万トンを超える輸入量を維持している。チリからの豚肉輸入の大半は、冷凍・サムギョプサル (HSコード：0203.29.1000)、冷凍・その他 (HSコード：0203.99.0000) が占めているが、これらの2013年における税率は、WTO譲許税率が25%のところ、2.4%にまで下がっている⁽²⁴⁾。なお、アメリカからの輸入に対しては、前者で8.3%、後者で12.0%がかけられ、EUは、それぞれ20.4%、16.6%、ペルーは、20.3%、17.5%である。

次に鶏肉である。これは2009年まで輸入がなかったが、2010年に176トン、2011年に574トンが輸入された。大半は冷凍・足 (HSコード：0207.14.1010) であり、2,000トンまでは無税である。法定税率は20%であり⁽²⁵⁾、アメリカ、EU、ペルーからの輸入品にも、14.0～16.3%の税率がかけられている。ぶどうについては、大半を占める生鮮ぶどう (HSコード：0806.10.0000) を見ると、2004年8,317トンであったが、概ね一貫したペースで増加を続け、2011年には39,179トンとなった。生鮮ぶどうのWTO譲許税率は45%であるところ、チリから11月1日から4月30日の間に輸入される商品については、2013年には4.1%にまで税率が下げられている。よって、豚肉、鶏肉、ぶどうについては、輸入量といった観点からのみ判断すれば、FTAが影響した可能性がある。

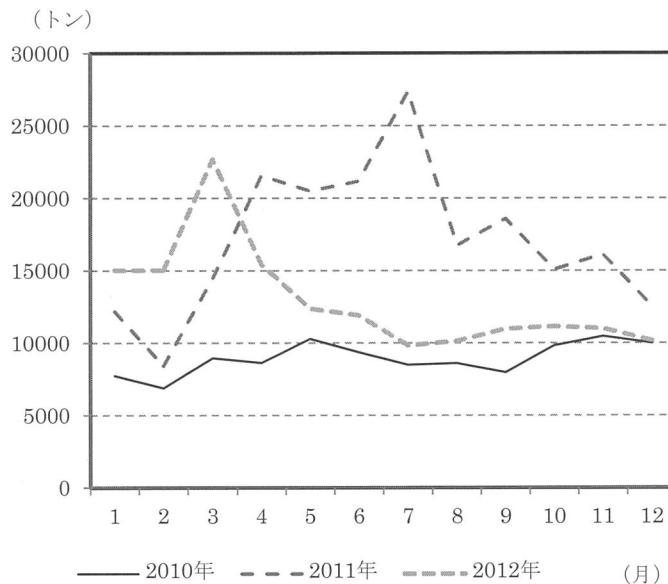
(2) 韓・EU-FTA

韓・EU-FTAは、主要農産物の多くの関税を撤廃するが、政府による推計結果によれば、豚肉の生産額は、FTAを締結しなかった場合と比較して、1～5年目の年平均で328億ウォン、6～

10年目で943億ウォン、11～15年目で1,214億ウォン減少すると推計されているなど影響が大きい⁽²⁶⁾。よって、韓・EU-FTAについては、検討対象を豚肉に絞ることとする。EUから輸入される豚肉の大半は、チリと同様、冷凍・サムギョプサル（HSコード：0203.29.1000）、冷凍・その他（HSコード：0203.99.000）が占めている。そして、これらの税率は、発効日から2012年6月30日までが、それぞれ22.7%、20.8%、2013年6月30日までが20.8%、16.6%である。WTO譲許関税は25%であるので、現状では5～10%弱の税率引き下げしか行われていないことに留意が必要であるが、輸入量の変化から影響の考察を試みる。

FTAの発効日は、2011年7月1日であるので、発効後の期間は1年半程度である。よって年間の数値による比較には無理があるため、月次データでの比較を行う。図1では、EUからの輸入が2010年から月次で示されている。2010年と比較して、2011年における輸入量はすべての月で上回っている。ここからは、韓・EU-FTAの影響があったようにも見える。しかしFTAが発効した7月以前の月も上回っているので、FTAの影響による増加ではない可能性もある。そして2012年は、4月以降のすべての月で前年同月を下回っている。よって輸入量の変化からのみ判断すれば、FTAが影響したとは言えない。

（図1）EUからの豚肉輸入量



（出所）韓国貿易協会データベースの数値により作成

（3）韓・ペルー FTA

主要農産物のうち、関税が撤廃され、2012年においてペルーより輸入実績があるものは、ぶどうである。生鮮ぶどう（HSコード：0806.10.0000）は、5月1日～10月15日に輸入された商品に対しては、WTO譲許税率が課せられる一方で、11月1月～4月30日までの輸入された

商品に対する税率は、5年間で撤廃される。後者の期間における税率は、2011年8月1日の発効日から36%に引き下げられ、その後、2012年は27%、2013年は18%となった。よってWTO譲許税率より2012年で18%低い水準である。生鮮ぶどうの輸入量は2010年までゼロであった。しかし、2011年12月に240トン、2012年1月に425トン、同2月に143トンを記録した。また2012年11月には464トンが輸入された。この数値から判断すれば、ぶどうについては、韓・ペルーFTAの影響が既に出ていている可能性がある。

(4) 韓・米FTA

韓・米FTAによっても、主要農産物の多くで関税が撤廃されるが、政府による推計結果によれば、牛肉、豚肉、みかん、ぶどうの影響が大きい。いずれも、FTAを締結しなかった場合と比較して国内の生産額が減少するが、FTA発効から15年間の年平均で、牛肉は2,002億ウォン、豚肉は1,625億ウォン、みかんは639億ウォン、ぶどうは508億ウォンにのぼる⁽²⁷⁾。よって、韓・米FTAについては、検討対象をこの4つに絞ることとする。

まず牛肉であるが、長期的な動向を見ると、2002年は20万1千トン、2003年は22万4千トンをアメリカから輸入していたが、アメリカでBSEが発生したことを背景に、2004年以降急減し、2006年にはゼロに近い水準にまで落ち込んだ。その後は徐々に回復しており、2010年は8万5千トン、2011年は11万5千トン、2012年は9万5千トンとなった。しかしBSEが発生するまでの水準には戻っていない。2011年からの月次データを見ると（図2）、2012年3月のFTA発効以降の数値は、前年同月と比較して減少傾向で推移している。アメリカから輸入される牛肉のほとんどが、冷凍・その他の骨付き肉（HSコード：0202.20.1000/9000）、冷凍・骨付でない肉（HSコード：0202.30.0000）である。これら品目の税率は、WTO譲許税率が40%のところ、2012年は37.2%、2013年は34.6%と、税率引き下げの程度は大きくない。この要因も影響してか、月次の輸入量の比較からは、FTAの効果を見い出すことはできない。

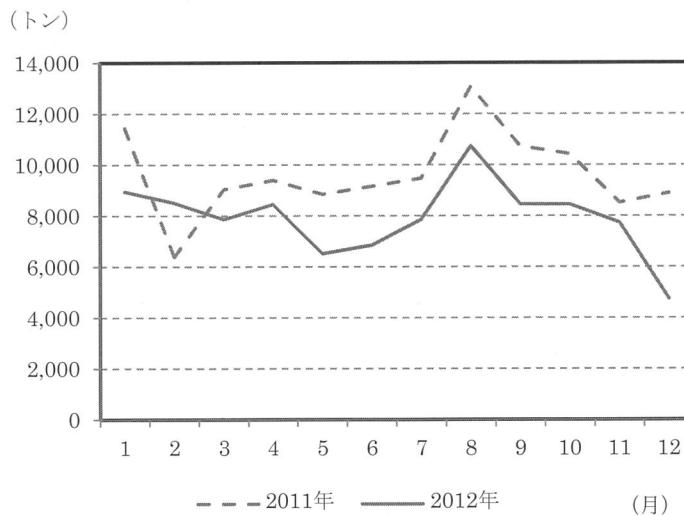
次に豚肉である。長期的な動きを見ると、2002年の1万4千トンから、2006年の8万3千トンまで急増している。その後は2010年まで、7～9万トン台であったが、2011年は15万トン、2012年は12万トンと10万トンを超えた水準で推移している。アメリカからの豚肉輸入は、10年間で10倍近くに跳ね上がっている。2011年からの月次データを見ると（図3）、FTA発効以降の数値は、前年同月と比較して7月までは減少していたが、8～11月は微増の状態である。アメリカから輸入される牛肉のほとんどは、冷凍その他（HSコード：0203.29.9000）である。このWTO譲許税率は25%であるが、韓・米FTAによる税率は、2012年は16%、2013年は12%とされており、2016年には撤廃される。豚肉は比較的毎年の税率の引き下げ幅が大きいが、牛肉同様、月次輸入量の推移からは、FTAの効果を見い出すことができない。

みかんについては、アメリカからの輸入はほぼゼロであるが、競合するものとしてオレンジが輸入されている。オレンジ輸入の長期的な動向を見ると、2002年から6万トン台から14万トンの範囲で動いていたが、2012年には15万トン台となった。2011年からの月次データを例年ピークとなる3月と4月で見ると、3月は4万5千トンから、5万6千トンに、4月は4万3千トンから、5万1千トンに増加している。オレンジ（HS：0805.10.0000）のWTO譲許関税は

50%である。しかし韓・米FTAにより、1月1日～2月末および9月1日から12月31日までに輸入された商品で2,500トン以下の部分は税率がゼロ、同期間で2,500トン以上の部分は税率が50%となった。また3月1日から8月31日に輸入される商品には30%の税率が適用される⁽²⁸⁾。繰り返しになるが、オレンジの輸入は3～4月に集中しているため、実質的な2012年の税率は30%である。つまりWTO譲許税率より20%低い税率が適用されている。そのようななか、月次輸出量の推移からは、韓・米FTAの影響が既に出ていている可能性がある。

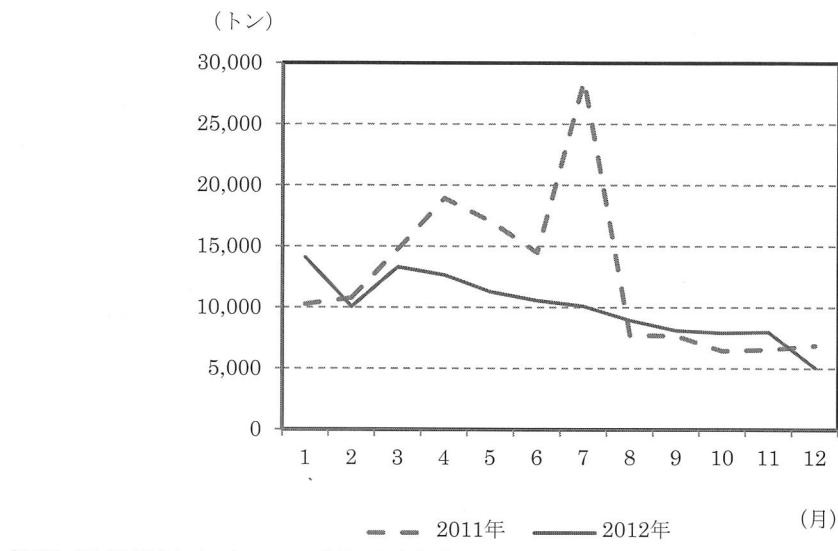
最後にぶどうである。生鮮ぶどうについて、アメリカからの輸入量の長期的な推移を見ると、2002～2006年には1～2千トン台で推移していたが、2007年以降は3～4千トン台に増加し、2011～2012年には5千トン台にさらに増加している。アメリカからの生鮮ぶどうの輸入は6月から始まり12月頃終了し、10～11月がピークとなる。この動きに留意すると、2011月のピークである11月は2,208トン、2012年のピークである10月は2,467トンであり、2012年は1割程度増加している。また6～12月を累計した輸入量を見ると、2011年は5,678トン、2012年は5,951トンである。生鮮ぶどう（HSコード：0806.10.0000）の税率は、WTO譲許税率が45%であるが、韓・米FTAにより、2012年の場合、5月1日～10月15日に輸入された商品には42.3%、1月1日～4月30日、10月16日～12月31日に輸入された商品には24%の税率が適用された⁽²⁹⁾。つまり輸入のピークには24%の低い税率が課される可能性が高く、WTO譲許税率より20%低い水準にまで引き下げられている。そして生鮮ぶどうについても、月次輸出量の推移から、韓・米FTAの影響が既に出ていている可能性がある。

（図2）アメリカからの牛肉輸入量



（出所）韓国貿易協会データベースの数値により作成

(図3) アメリカからの豚肉輸入量



(出所) 韓国貿易協会データベースの数値により作成

5. FTAが韓国の主要農産物生産に与えた影響

前節では、農産物によっては、FTAの影響により相手国から輸入が増えた可能性があることを見た。しかしFTAの発効後に輸入が増えたとしても、これが本当にFTAによるものであるのか、他の要因が別にあるのかわからない。また相手国からの輸入が増えたとしても、他の国からの輸入減により相殺されている可能性もある。そこで以下では、前節で検討した主要農産物のうち、畜産から牛肉、豚肉の2つ、果物類はぶどうについて、FTAが国内生産に与えた影響を考察する。

(1) 牛肉

まずは牛肉輸入について全体の動向と輸入国間の関係を見る。牛肉輸入は2002～2003年には30万トンを超えていたが、BSEの発生により2004～2005年には半減した。その後は20万トン台で推移し、2011年には一時的に30万トン台を回復した。BSEはアメリカで発生したため、2003年には68.8%あったアメリカのシェアは大きく低下し、2006年にはゼロになった。一方でオーストラリアとニュージーランドがシェアを大きく伸ばした。しかし2007以降はアメリカのシェアは回復する傾向にあり、2010年には30%台にまで戻している。

韓国がFTAを締結している主要輸入国はアメリカのみである。そこで、米・韓FTAが発効した2012年前後の短期的な動きを検討する。2011年から2012年にかけて輸入全体が30万8千トンから26万4千トンに減少している。アメリカからの輸入量は、2011年から2012年にかけて絶対量で減少しているが、シェアについても37.5%から36.0%に下落している。2012年にはアメリカからの輸入のみ、WTO譲許税率より低い税率が適用されたので、FTAの影響があったとすれば、アメリカのシェアが上昇するはずである。しかし2012年の動きを見る限り、他国からの輸入が、アメリカからの輸入に代替する動きは見られなかった。

さらに韓国の牛肉需給を見ると、一人当たりの消費量が増加するなか、国内生産量と輸入量とともに増加してきた。具体的には、2005年の国内生産量は152万トン、輸入量は143万トン⁽³⁰⁾であるが、2011年には、それぞれ216万トン、289万トンとなつた⁽³¹⁾。輸入量の方が大きく増加しているので、自給率は48.1%から42.8%に低下しているものの、国内生産を輸入が代替しているわけではない。2012年の数値はまだ公表されていないが、2012年には国内生産量が増加する一方で、輸入量が減少することが見通されている⁽³²⁾。

以上のように、韓・米FTAの発効後、①輸入量が減少するとともに、アメリカからの輸入シェアも下落している、②国内生産量は増加することが見込まれていることから、現在においては、国内の牛肉生産に対して、FTAが影響したとは言えない。

(2) 豚肉

次に豚肉の輸入について全体の動向と輸入国間の関係を見る。豚肉の輸入は、2004年以降、BSEの発生により輸入が急減した牛肉からのシフトもあり、急速に増加した。その結果、2002年には12万3千トンであった輸入量が、2008年には32万4千トンになった。2009～2010年は横ばい傾向であったが、2011年には韓国で口蹄疫が発生したことにより輸入が急増した。そして2012年には国内の口蹄疫問題が落ち着いたことから輸入量が下落した。

シェアを見ると、2003年にはEUは47.5%、チリ12.5%、アメリカ10.3%であった（図4）。2004年に韓・チリFTAが発効した後、チリのシェアには大きな変化はないなか、アメリカのシェアが高まる一方、EUのシェアが下落した。また韓・EU-FTAが発効した2011年にはEUのシェアが5%ポイント高まった。そして韓・米FTAが発効した2012年には、アメリカのシェアが若干高まった。

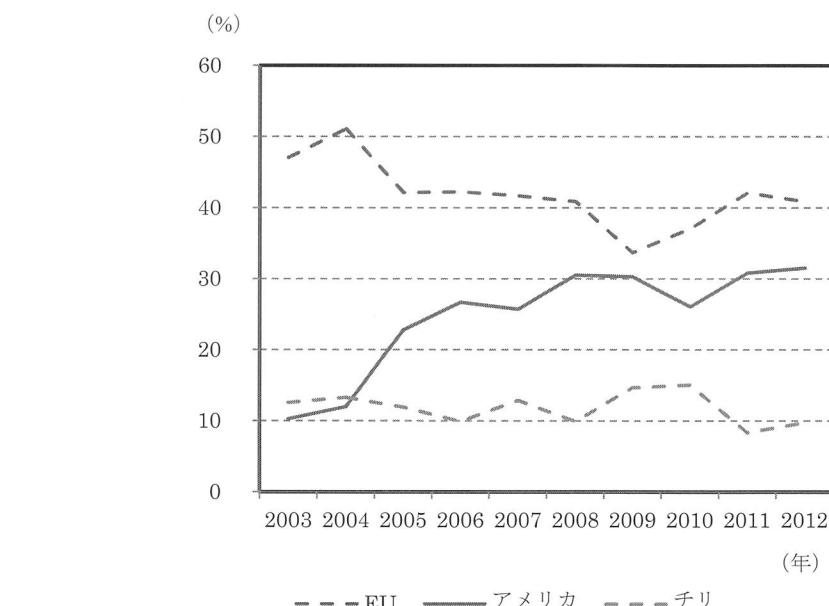
チリ、EU、アメリカからの輸入の大部分は、冷凍・サムギョプサル（HSコード：0203.29.1000）、冷凍・その他（HSコード：0203.99.0000）であるが、2012年の税率は、チリがそれぞれ4.8%、4.8%、EUが22.7%、20.8%⁽³³⁾、アメリカが16.6%、16.0%である。つまり、チリに適用される税率がEUやアメリカを引き離して低水準となっている。そしてEUとアメリカでは、FTAの発効が遅れたアメリカの税率が、EUより5～6%ポイント程度低くなっている。このように、チリ産豚肉に対する税率の引き下げは、EU、アメリカに先んじたが、シェアにはほとんど変化が見られなかった。つまり韓・チリFTAの効果は大きくなかったと考えられる。なお韓・EU-FTAが発効した2011年には、EUのシェアが高まり、韓・米FTAが発効した2012年にはアメリカのシェアが高まった。この動きだけから見れば、それぞれのFTAに効果があったと見ることもできる。しかし、2011年は韓国で口蹄疫が発生し、国内産豚肉の供給量不足から緊急割当関税によって26万トンを輸入するなど攪乱要因があつたこと、EUやアメリカのシェアの変化も数%にとどまっていることから、2011年および2012年におけるシェアの変化から、豚肉の輸入構造にFTAに影響を与えたと判断することは難しい。

さらに韓国の豚肉需給を見ると、一人当たりの消費量が増加する傾向にあるが、国内生産量はそれほど変化せず、輸入量の増加により供給が確保されてきた。具体的には、2002年の国内生

産量は785万トン、輸入量は71万トン⁽³⁴⁾であったが、韓国で口蹄疫問題が発生する直前の2010年には、それぞれ761万トン、180万トンとなつた⁽³⁵⁾。2012年には口蹄疫問題が落ち着いたことから、国内生産量が増加する一方で、輸入量が減少することが見通されているが⁽³⁶⁾、国内生産量に変化がないなか、輸入量が増加する傾向が続いている。

FTA発効による影響は以下のように整理できる。豚肉の需要は増加しているものの、国内生産量は増加せず、輸入が増加することで需要をまかなっている状況である。しかしこの動きは、韓・EU-FTA、韓・米FTAが発効する前から起こっていた。さらに、韓・チリFTAについては、発効後にチリ産豚肉の輸出量は増加したものの、輸入牛肉におけるシェアは高まらなかつた。また2011年以降の豚肉輸入は、韓国における口蹄疫発生により大きく変化したことから、FTAの効果を特定することが難しい。よって、現在においては、韓国の豚肉生産について、FTAが影響したとは言えない。

(図4) 豚肉輸入の国別シェア



(出所) 韓国貿易協会データベースの数値により作成

(3) ぶどう

ぶどうの輸入について全体の動向と輸入国間の関係を見る。ぶどうの輸入は2002年以降増加傾向にあり、2002年の6,563トンから、2012年には54,192トンとなっている。またシェアを見ると、韓・チリFTAが発効してから、チリからの輸入シェアが緩やかではあるが高まり、2003年の80.6%から2009年には91.7%にまで高まった。そして2011年に韓・ペルーFTAが発効してから、それまで輸入がなかったペルーから輸入されるようになった。ただし韓・米FTAが発効した2012年において、アメリカのシェアが高まることはなかった。ぶどうについては、輸入国の

シェアの変化によってFTAの効果を測ることは難しい。なぜなら、北半球に位置するのアメリカと、南半球に位置するチリとの間では季節が反対となるため、輸入の時期が異なる。チリからの輸入は、1月から6月の間になされ、3～5月がピークとなる。一方で、アメリカからの輸入は、6月前後から1月の間になされ、10～12月がピークとなる。よって、チリ産およびアメリカ産のぶどうは競合関係にはないと考えられる。

さらに韓国におけるぶどうの需給を見る。国内生産量は年々減少しており、2000年は476トンを生産していたが、2011年には276トンにまで減少している。一方で輸入はその減少を埋め合わせるほどは増加していない。ぶどうの生産量が減少した理由としては、都市開発や農家の高齢化による廃業が増加しているからと分析されている⁽³⁷⁾。また、露地栽培面積は2000年から2011年の間に28,085ヘクタールから14,978ヘクタールに減少しているが、施設栽培面積は、同じ時期に、1,115ヘクタールから2,467ヘクタールに2倍以上となっている。韓国の施設栽培ぶどうは、季節の関係上、チリ産のぶどうと競合する。しかし韓・チリFTAの発効以降も、施設栽培ぶどうは生産量を増やしており、FTAの影響により、韓国ぶどうの生産量が減少したと考えることは難しい。

韓・チリFTAの発効後、チリからの輸入シェアが高まったが、アメリカ産とチリ産のぶどうは競合関係ないと考えられるため、これがFTAの影響であると断定することはできない。そして国内生産量が増加する半面、輸入は増加しているが、チリ産ぶどうと競合する施設栽培ぶどうは、栽培面積が増えている。以上を勘案すれば、韓国ぶどう生産にFTAが影響したとは言えない。

おわりに

本稿では、韓国が締結し、既に発行したFTAについて、韓国の農産物の輸入自由化に寄与するのか、また韓国の農業部門が影響を受けるのか考察したが、明らかになった点は以下のとおりである。FTAを通じた主要農産物の自由化の程度を見ると、概ねすべて税率が維持されるFTAが複数ある一方で、一部を除いて関税が撤廃されるFTAもある。しかし、ほとんどの品目に関税を撤廃する義務を課すFTAでも、生産額の多い主要農産物の関税撤廃までの期間が10年以上となっている。またFTA発効前後における主要農産物輸入の動きを見ると、検討した農産物である、牛肉、豚肉、ぶどうのすべてにおいて、現段階では、FTAの発効が韓国の農業に影響を与えたということはできない。

(2013年1月10日)

参考文献

<韓国語>

外交通商部・对外経済政策研究院（2003）『韓・チリFTA重要内容』.

韓国農村経済研究院（2012）『農業展望2012』.

企画財政部FTA対策本部（2010）『FTAの理解と活用』中央日報示唆メディア.

チエセギュンほか（2009）『農業部門FTA履行の影響および補完対策の評価』韓国農村経済研究院.

注

- (1) 企画財政部FTA対策本部 (2010) 57-59ページ。
- (2) インドとはCEPAを締結している。しかし本稿では表記を簡略化する観点から、韓・インドCEPAを韓・インドFTAと表記する。
- (3) 韓国政府は、FTA締結による期待効果として、新規に貿易が創出される、あるいは貿易が他国から移転することにより生ずる貿易上の利益、価格低下により生ずる消費者厚生の増大を挙げている（企画財政部FTA対策本部2010：27-29ページ）。
- (4) 韓・チリFTAが農業生産額に与える影響は、政府が、漢陽大学、対外経済政策研究院、韓国農村経済研究院の3つの研究機関に試算を依頼し、最高額を出した漢陽大学の数値をもとに農業部門向け対策費を決定した。なお韓・EU-FTAおよび韓・米FTAは、韓国農村経済研究院のみが試算した。ちなみに生産額の減少額は、FTA発効時からの減少額ではなく、FTAが発効しなかった場合に達成していたと推計される生産額からの減少額である。
- (5) 税率維持は、FTAによって関税に関するいかなる義務を負わないことを意味する。つまり、WTO譲許税率が引き下げられた場合は、この税率を適用する義務は負うこととなる。
- (6) 外交通商部・対外経済政策研究院『韓・チリFTA主要内容』22ページ（外交通商部のFTAホームページに掲載）。
- (7) チェセギュンほか (2009) 18-19ページ。
- (8) チェセギュンほか (2009) 14-15ページ。
- (9) 農林水産食品部「韓・インドCEPA農林水産物39.3%譲許除外－09年8月7日韓・インドCEPA正式署名－」(2009年8月6日：報道資料) 5ページ。
- (10) 10～13年、15～20年で関税が撤廃される品目、また後述の季節関税が適用される品目、現行関税が維持される品目のなかには、別途関税割当が課されているものがある。
- (11) 外交通商部『韓・EU-FTA詳細説明資料』(外交通商部のFTAホームページに掲載) 11ページ。
- (12) 外交通商部『韓・ペルーFTA詳細説明資料』(外交通商部のFTAホームページに掲載) 11ページ。
- (13) 2～3年で撤廃のなかには、2014年1月1日まで、3～9年で撤廃のなかには2016年1月1日までが含まれている。
- (14) 10～12年、15～18年で関税が撤廃される品目、現行関税が維持される品目の中には、別途関税割当が課されている品目がある。
- (15) 外交通商部『韓・米FTA主要内容』(外交通商部のFTAホームページに掲載) 25-26ページ。
- (16) 生産額を基準とした第25位の農産物は「とっくりいちご」、第28位は「山薑」である。これらは薬草であるが、今後の議論で重要になってくるHSコードで特定が難しいため、主要農産物から外した。
- (17) アメリカを意味する「米」と区別するため、農産物の米は、「コメ」とカタカナで表記する。
- (18) ダンピング防止関税、報復関税、農林畜産物特別緊急関税である。
- (19) 季節関税、割当関税、特惠関税より税率が低い場合に適用される。ただし法定税率の方が低い場合でも、WTO譲許税率が課される。
- (20) わらの関税はFTAの発効後ただちに撤廃された。
- (21) 正確には韓国のHSコードであるKHSである。
- (22) ぶどうのなかでも、生鮮ぶどうのみ。乾燥ブドウは、輸入日にかかわらず10年で関税が撤廃される。
- (23) 以下で示す輸入量については、すべて韓国貿易協会のデータベースより入手した。
- (24) 以下で示す2013年における税率は、外交通商部HP「FTA協商税率および原産地決定基準」より入手した。
- (25) これにはWTO譲許税率がないため、法定税率が適用される。
- (26) 対外経済政策研究院など (2010) 「韓・EU-FTA経済的効果分析」36ページ。なお豚肉に次いで酪農製品に

対する影響が大きいが（FTAが締結されない場合と比較して、生産額が、1～5年目の年平均で97億ウォン、6～10年目で419億ウォン、11～15年目で805億ウォン減少すると推計されている。）、本稿で定義した主要農産物には加工食品を含んでいない。よって、韓・EU-FTAによる影響を考察する際も、加工食品を対象外とした。

- (27) 対外経済政策研究院など（2011）「韓・米FTA経済的効果再分析」55ページ。
- (28) 2013年には、1月1日～2月末および9月1日から12月31日までに輸入された商品で2,575トン以下の部分は税率をゼロ、②同期間で2,575トン以上の部分は税率を50%とした。また3月1日から8月31日に輸入される商品には25%の税率が適用される。
- (29) 2013年については、5月1日～10月15日に輸入された商品には39.7%、1月1日～4月30日、10月16日～12月31日に輸入された商品には18%の税率が適用される。
- (30) 精肉基準である。よって輸入量は、韓国貿易協会データベースより入手した輸入量とは数値が異なる。
- (31) 韓国農村経済研究院（2012）830ページ。
- (32) 韓国農村経済研究院（2012）840ページ。
- (33) EUにおける2012年の税率は、2012年7月1日から2013年6月30日まで適用される税率である。
- (34) 注30と同じ。
- (35) チェセギュン（2009）40ページ、韓国農村経済研究院（2012）830ページ。
- (36) 韓国農村経済研究院（2012）863ページ。
- (37) 韓国農村経済研究院（2012）600ページ。